

# 消防局 平成28年度 局運営方針

## 1. 主な現状と課題

東日本大震災以降も首都直下地震や南海トラフ巨大地震による大規模災害の発生が懸念されており、また、大型台風や局地的集中豪雨等の自然災害により各地で甚大な被害が発生しました。本市においても、平成27年9月関東・東北豪雨による浸水等の被害が発生したところです。さらに、災害の態様も複雑多様化しており、特殊災害や人為的事故、また本市で開催される国際的なスポーツイベントや2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックでの国際的なテロ災害の発生が危惧されており、市民の安心・安全に対する意識は、一層高まってきています。

本市としては、このような状況を見据えつつ、市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市の構築の実現に向けて、消防体制の充実強化を図る取組みを進めていく必要があります。

- ・ 火災や救急をはじめ、大規模災害や各種災害に迅速かつ確実に対応できる消防体制を確立し、適確な活動により被害の軽減を図る必要があります。
- ・ 地域防災の中核的存在である消防団を充実強化していく必要があります。
- ・ 超高齢社会を迎え、増加する救急需要に対応するとともに、救命効果の向上に取り組む必要があります。
- ・ 市民への住宅防火に対する意識の高揚や査察業務の充実により、火災の予防や被害の軽減を図る必要があります。
- ・ 職員の大量退職期にあたり、研修等による職員の資質向上や技術の伝承を図る必要があります。

### (1) 消防力の充実強化

火災や救急をはじめ、近年発生している大規模災害や複雑多様化する各種災害に迅速かつ確実に対応できる消防体制の確保が求められており、人口、道路状況、災害発生状況等の実情を踏まえた適切な消防署所・人員の整備を計画的に行う必要があります。

#### 「さいたま市消防力整備計画」（平成23年8月策定）による消防署所の整備

消防力整備計画では、平成32年度までの計画として、見沼区片柳地区に新設消防署を整備することに併せ、人員を増員することとしている。

また、適正配置及び老朽化に伴う建替えを2署（建替移転を含む。）、移転を2所行う計画としている。

#### 【消防署所の整備計画及び予定】

消防署所	整備計画	予 定
(仮称)見沼区片柳地区消防署	新設	平成31年度供用開始予定
岩槻消防署	建替(移転)	平成32年度供用開始予定
中央消防署	建替(移転)	平成33年度供用開始予定
岩槻消防署太田出張所	移転	平成34年度供用開始予定
岩槻消防署上野出張所	移転	平成32年度までに事業着手予定

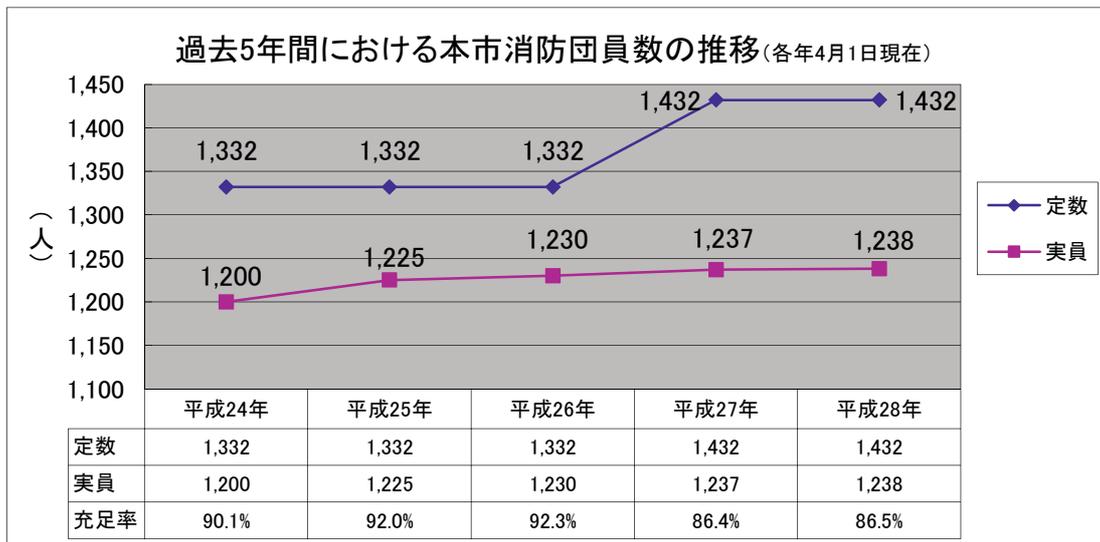
#### 【新設(仮称)見沼区片柳地区消防署整備スケジュール】

事業年度 (予定)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
(仮称)見沼区片柳地区消防署	用地測量 鑑定 物件調査	用地取得	基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	供用開始

※ (仮称)見沼区片柳地区消防署の新設整備に伴い、43人を増員する計画

(2) 消防団の充実強化

大規模災害の発生が危惧されている中、地域防災の中核的存在である消防団について、消防団施設が地域における災害活動拠点としての機能を果たせるよう改修又は更新していくとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた消防団員の安全確保対策並びに消防団員確保のための処遇改善及び広報対策により充実強化していく必要があります。



(3) 消防通信体制の充実強化

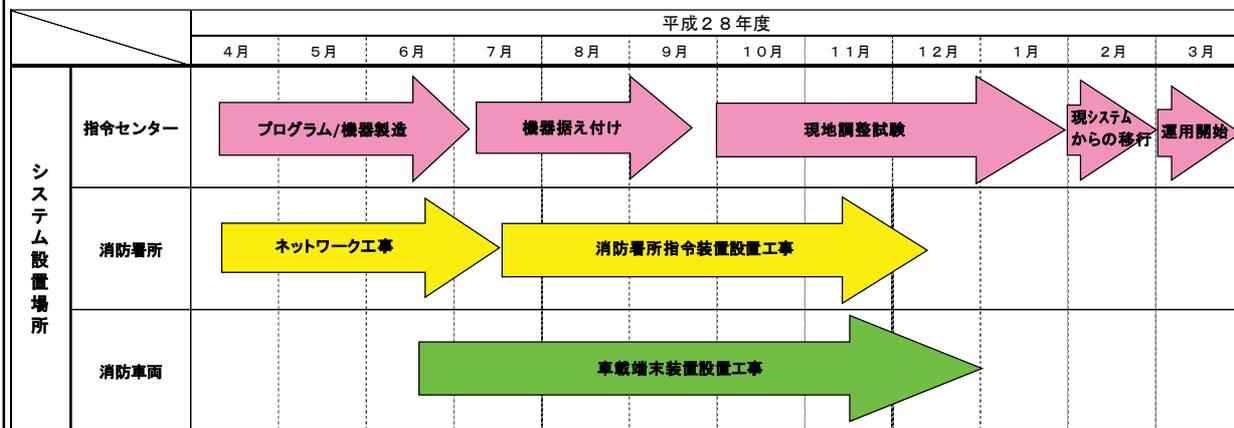
市民と消防を繋ぐホットラインである119番通報の受信をはじめ、消防活動時に重要な情報収集や伝達などに必要となる消防通信体制を充実強化していく必要があります。

ア 首都直下地震など、今後、想定される大規模災害に備えて、119番通報受信能力を倍増させるなど、機能を強化した消防緊急情報システムを整備する必要があります。

また、消防救急無線のデジタル方式への移行整備完了に伴い、長期的な安定稼働に向けて、適切な維持管理を実施する必要があります。

イ 衛星地球局の老朽化が著しいことから、大規模災害発生時においても影響を受けにくい衛星通信機能を維持するため、機器を更新する必要があります。

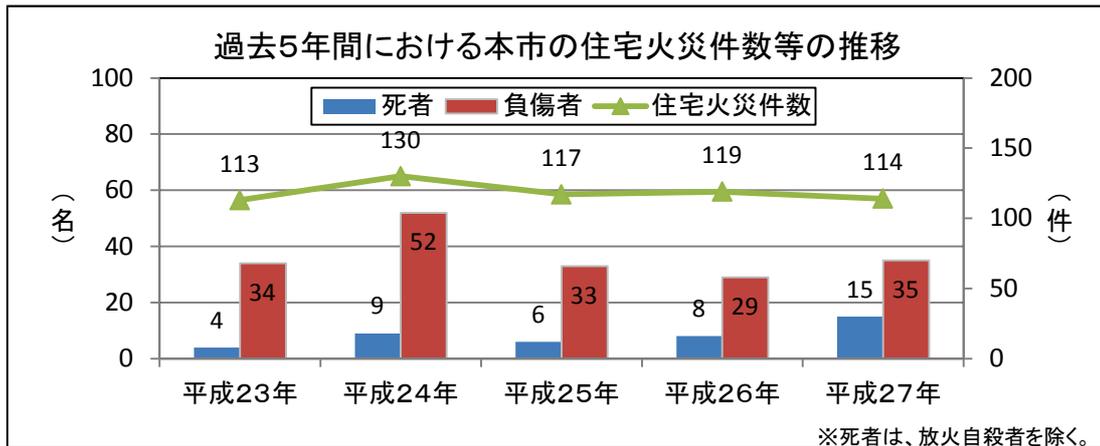
〔消防緊急情報システム更新整備スケジュール〕



#### (4) 火災予防対策の推進

災害に強い都市づくりの実現に向け、住宅防火モデル地区指定事業をはじめ、住宅火災の早期発見、逃げ遅れの防止に有効な住宅用火災警報器の設置促進、維持管理等、各種住宅防火に関する取組みが重要となっています。

また、防火対象物及び危険物施設における火災、事故の発生予防並びに被害を軽減させるため、計画的な査察を実施し消防法令の現行基準及び法令改正基準への適合性を確保するとともに予防技術資格者の育成等、職員の知識・技術を向上させ査察業務の充実を図る必要があります。

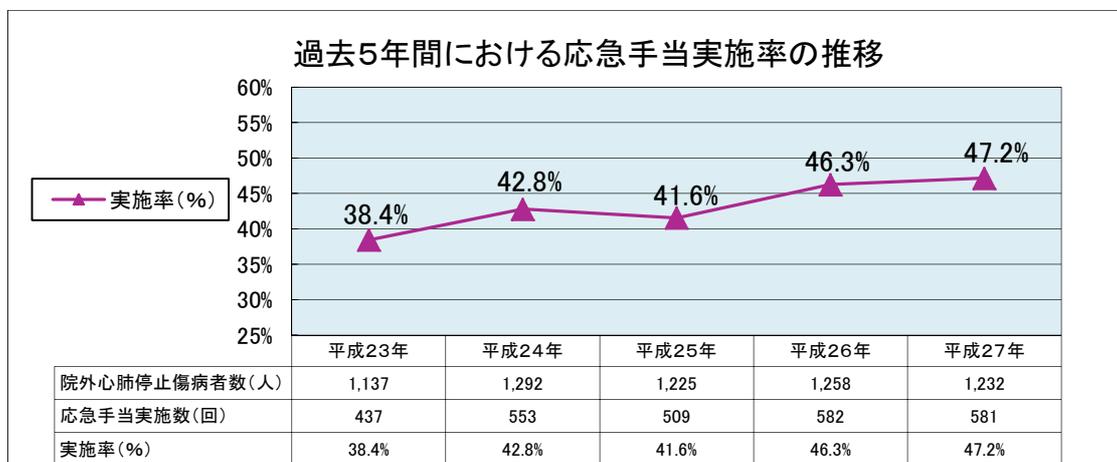


#### (5) 応急手当実施率の向上

救急車の要請から現場に救急隊が到着するまでには、約8分（平成27年中）かかりますが、この間、救急現場に居合わせた市民による適切な応急手当が行われることにより、傷病者の救命効果を高めることができます。

また、本市における心肺停止例は、約70%が住宅内で発生していることから、応急手当の知識と技術を身に付けた講習修了者を、1世帯に1名育成することが重要です。

こうした状況を踏まえ、市民が応急手当講習を受講しやすい環境の整備と講習用資器材の充実を図り、応急手当実施率の向上に取り組んでいく必要があります。



(6) 人材育成の推進及び労働安全衛生の充実

職員の大量退職期にあたり、研修等による職員の資質向上や技術の伝承、並びに職員の労働安全衛生面における健康管理を図る必要があります。

ア 現在、少子高齢化、厳しい財政事情並びに地方分権の進展等を背景として、仕事量が増加する傾向となっており、職員一人ひとりに仕事の質の向上が求められています。また、職員の大量退職、大量採用の影響による、専門的な知識や技術の伝承が急務となっています。

これらの状況や複雑多様化する各種災害を踏まえ、必要な研修を積極的に行い、人材育成を推進していく必要があります。

イ 近年、消防職員の労働安全衛生面において、心の健康保持増進が求められており、消防局としてメンタルヘルスケア体制の充実を図る必要があります。

(7) 警防力の向上

都市構造の複雑化に加え、超高齢社会の到来、生活形態の多様化により、昼夜を問わず発生する災害に、迅速かつ確実に対応するため警防力を向上させる必要があります。

ア 本市で開催されるスポーツ等の国際的なイベントに加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、テロ等の特殊な災害に的確に対応するため、資機材を充実させる必要があります。

イ 東日本大震災以降も首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、大規模災害等において、同時多発的に発生する火災に、迅速かつ確実に対応するため、消防署及び消防分団に配備している小型動力消防ポンプを計画的に更新していく必要があります。

(8) 火薬類及び高圧ガスに係る受け入れ体制の整備

平成29年に火薬類取締法に係る事務、平成30年に高圧ガス保安法に係る事務が法定移譲されることにより、危険物、火薬類及び高圧ガスの申請等の窓口が統一され、市内事業所における利便性の向上や保安上の横断的な指導が可能となります。また、事業所への立入検査や保安検査を通じて、災害の発生防止や被害の軽減を図ることが重要となります。

これらの状況を踏まえ、法定移譲に向けた受け入れ体制の整備を図る必要があります。

「火薬類の製造許可等（火薬類取締法）」及び「高圧ガスの製造許可等（高圧ガス保安法）」の法定移譲

都道府県が行っている火薬類※1の製造許可等及び高圧ガスの製造※2許可等について、指定都市に移譲することで、消防法に基づき指定都市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。

※1：火薬、爆薬、火工品（信管、導火線等）

※2：ガスを圧縮し、ポンペに充填するなどの処理を行うこと

権限	都道府県	指定都市	移譲時期
危険物の保安業務		○	
火薬類の製造許可等	○	→	平成29年4月1日
高圧ガスの製造許可等	○	→	平成30年4月1日

## 2. 基本方針・区分別主要事業

大規模化、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を確保するため、消防署所・人員、消防団車庫の計画的な整備や、消防通信体制の充実強化を図ります。また、火災予防対策や応急手当普及啓発事業を通じ、市民に対する防火防災意識の高揚や救命効果を高めるための応急手当実施率の向上を図るとともに、職員の資質向上等の人材育成を主眼とした職員研修を行います。さらに、大規模災害に備えた警防資機材の整備を行うことで警防力の向上を図るほか、火薬類及び高圧ガスに係る受け入れ体制の整備を行います。

### (1) 消防力を充実強化するため、計画的に消防署所・人員を整備します。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
1	総振	消防力等整備事業 〔消防企画課、消防施設課〕	108,753 (59,053)	1,052,506 (363,180)	災害に迅速かつ確実に対応する消防体制の構築のため、(仮称)見沼区片柳地区消防署の建設実施設計、岩槻消防署庁舎移転の建設基本設計、中央消防署用地取得に伴う鑑定を実施

### (2) 地域防災の中核的存在である消防団の充実強化を図ります。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
2	拡大 総振 倍增 創生	消防団充実強化事業 〔消防総務課、消防施設課、警防課〕	302,815 (159,498)	301,544 (173,537)	消防団員の確保に係る処遇改善、広報、啓発の実施、消防団車庫及び資機材の整備

### (3) 消防通信体制の充実強化を目指します。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
3	拡大 総振	通信指令体制整備事業 〔システム企画室〕	264,992 (264,992)	166,388 (28,388)	消防緊急情報システムの更新及び消防救急デジタル無線の維持管理
4	新規	衛星地球局更新整備事業 〔システム企画室〕	15,300 (0)	0 (0)	老朽化した衛星地球局の更新

〔区分〕 新規 … 新規事業 拡大 … 拡大事業 総振 … 総合振興計画後期基本計画実施計画事業  
 倍增 … しあわせ倍增プラン2013事業 成長 … 成長戦略事業 創生 … まち・ひと・しごと創生総合戦略事業  
 行革 … 行財政改革推進プラン2013事業

(4) 市民への住宅防火に対する意識の高揚や査察業務の充実を図ります。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
5	総振 創生	火災予防対策推進事業 〔予防課、査察指導課〕	5,578 (3,550)	5,633 (3,715)	住宅防火モデル地区指定事業をはじめ、高齢者家庭防火訪問などの住宅防火対策及び放火火災防止対策の推進、法令改正対応及び違反是正を図るための査察業務の充実

(5) 応急手当実施率の向上を目指します。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
6	拡大 総振 創生	応急手当普及啓発事業 〔救急課〕	5,386 (5,386)	5,044 (5,044)	応急手当普及啓発に係る資器材の整備

(6) 人材育成を主眼とした職員研修及び職員の健康管理を行います。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
7		職員研修事業 〔消防職員課〕	51,392 (51,392)	52,230 (52,230)	消防職員に対する研修派遣経費
8	新規	職員ストレスチェック 事業 〔消防職員課〕	1,320 (1,320)	0 0	産業医による面接指導

(7) 警防力の向上を目指します。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
9	拡大	特殊災害対応資機材 整備事業 〔警防課〕	11,988 (7,776)	6,167 (6,167)	テロ災害等の特殊災害に迅速に対応するための資機材の整備
10	新規	小型動力消防ポンプ 整備事業 〔警防課〕	2,099 (2,099)	0 (0)	小型動力消防ポンプの計画的な更新整備

〔区分〕 新規 … 新規事業 拡大 … 拡大事業 総振 … 総合振興計画後期基本計画実施計画事業  
 倍増 … しあわせ倍増プラン2013事業 成長 … 成長戦略事業 創生 … まち・ひと・しごと創生総合戦略事業  
 行革 … 行財政改革推進プラン2013事業

(8) 火薬類及び高圧ガスに係る受け入れ体制の整備を図ります。

\* ( )内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	28年度	27年度	説明
11	新規	火薬類取締法・高圧ガス保安法に係る法定移譲事務事業 〔査察指導課〕	914 (914)	0 (0)	権限移譲事務が行えるように人材育成を実施、資機材や図書を調達

〔区分〕 新規 … 新規事業 拡大 … 拡大事業 総振 … 総合振興計画後期基本計画実施計画事業  
 倍増 … じゃあせ倍増プラン2013事業 成長 … 成長戦略事業 創生 … まち・ひと・しごと創生総合戦略事業  
 行革 … 行財政改革推進プラン2013事業

### 3. 見直し事業一覧

(単位：千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容 (代替事業等があれば記載)	コスト 削減額
消防職員課	消防大学校の入校課程の見直し	消防大学校の入校課程を見直し、負担金を縮小する。	△ 582
救急課	応急手当講習消耗品の縮小	応急手当講習で使用する消耗品の交換頻度を見直し、消耗品費を縮小する。	△ 210